

平成28年10月5日

流山市長 井崎 義治 様

流山市環境審議会

会長 新保 國



第3期流山市地球温暖化対策実行計画

「ストップ温暖化！流山プラン」の策定について（答申）

平成27年5月11日付け流環第72号で市長から諮問のありました本件につきまして、流山市環境基本条例第8条の規定に基づき、当審議会において真摯に審議を積み重ね、ここに答申書として別添、第3期流山市地球温暖化対策実行計画「ストップ温暖化！流山プラン」（素案）を提出いたします。

昨年12月にはCOP21（第21回国連気候変動枠組み条約締約国会議）において、条約に加盟する全ての国・地域が参加する、2020年以降の地球温暖化対策の新たな枠組み「パリ協定」が採択されました。日本ではこれを踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が本年5月に閣議決定され、地方公共団体の役割として地域の自然的・社会的条件に応じた施策の推進が位置付けられました。

本市は、平成17年のつくばエクスプレス開業以降、区画整理による開発が進み、全国的に少子高齢化が進む中でも順調に若年層人口を伸ばしている一方で、二酸化炭素排出量の増加に対する施策を推進することが求められています。

本計画が示す施策を、市・市民・事業者が一体となって推進することにより、未来の担い手となる子どもたちが安心して暮らせる地球環境を率先して作っていくことを願い、ここに答申書として提出いたします。